

事業所の皆様へ

吹田市福祉部障がい福祉室
支給管理担当

1 過誤申立書について

過誤申立書は、市ホームページからダウンロードができます。下記のURLを御参照ください。また、検索エンジンから「吹田市公式ウェブサイト」を検索し、トップページ右部にあるページ番号検索から、「1014921」を入力し検索いただきますと、過誤申立書の様式がダウンロードできるページに移動します。

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1018692/1014921.html>

2 警告（エラー）について

請求業務の際、国民健康保険団体連合会（国保連）から警告（エラー）が発生した場合、過誤請求を防ぐために、まずは事業所で警告（エラー）内容を確認していただき、適切に処理を進めてください。御不明な点がありましたら、障がい福祉室支給管理担当に御連絡ください。

3 再請求について

翌月分にて再請求を御希望の場合は、
当月25日（該当日が土・日・祝日の場合
は前業務日）までに、障がい福祉室に書
類必着で対応をお願いいたします。

【例】令和7年1月分にて再請求を行う
場合、12月25日（水）までに書類必着

御協力よろしくをお願いいたします。